

国民健康保険税の納税通知書

決定通知書を7月中旬に送付します

皆さんが納めた保険税は、保険医療機関などへの医療費の支払いに使われる、国保運営のための重要な財源です。必ず納期限までに納付をお願いします。

通知書の内容を必ずご確認ください

窓口で納付する方、口座振替により納付する方には、納税通知書と決定通知書を送付します。すでに年金天引きで納付している方には、決定通知書兼特別徴収開始通知書を送付します。

保険税の税率等について

令和5年度の保険税の税率は表1のとおりです。国の法令改正に合わせて、課税限度額を改正しました。



表1

| 国保税は①～⑦の合計額で算出 | 全加入者 | | 40歳～64歳の方 |
|-----------------|-----------|----------------|-----------|
| | 基礎分 | 後期高齢者支援金分 | 介護保険分 |
| 所得割 | ① 7.3% | ④ 2.7% | ⑥ 2.1% |
| 均等割 (一人当たり) | ② 20,000円 | ⑤ 10,000円 | ⑦ 16,000円 |
| 平等割 (一世帯当たり) | ③ 20,000円 | なし | なし |
| 課税限度額 | 65万円 | 22万円 (2万円増) | 17万円 |

※所得割は、前年の所得から基礎控除43万円を引いた額に、各税率をかけて算出します。

※未就学児分の均等割は半額となります。

問合せ 国保年金課 (2階)

☎(20)1503 ☎(20)1600

表2

| | 令和4年度 | 令和5年度 |
|----------------|----------------------------------|----------------------------------|
| 7割軽減 (改正なし) | 43万円+10万円×A | |
| 5割軽減 | 43万円+ <u>28.5万円</u> ×B+10万円×A | 43万円+ <u>29万円</u> ×B+10万円×A |
| 2割軽減 | 43万円+ <u>52万円</u> ×B+10万円×A | 43万円+ <u>53.5万円</u> ×B+10万円×A |

A = (給与所得者等の数 - 1)

※給与所得者等の数は一定の給与所得者(給与所得55万円超)の人数と公的年金等の支給(65歳未満の方は60万円超、65歳以上の方は125万円(特別控除15万円を含む)超)を受ける人数の合計

B = (被保険者+特定同一世帯所属者数)

※特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した方で継続して同一世帯に属する方

表3

| | |
|-----------|---|
| 該当要件 | ①離職日が令和4年3月31日以後であること ②離職日において、65歳未満であること ③「特定受給資格者」および「特定理由離職者」(「雇用保険受給資格者証」の離職理由コードが次のいずれかの番号)であること 【11.12.21.22.23.31.32.33.34】 |
| 算出方法 | 対象者の前年所得のうち、給与所得を30/100として算定 |
| 届け出に必要なもの | 雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知 |
| 届出場所 | 国保年金課および本納支所 |

所得が一定以下の世帯を対象とした軽減制度があります(申請不要)

国の法令改正に合わせて、軽減判定所得の基準額を引き上げ、軽減される世帯の範囲が拡大されました。

世帯内の被保険者全員と世帯主の所得金額の合計が軽減基準額(表2)以下の場合、均等割額および平等割額が軽減されます。

所得不明な方がいる場合は軽減の対象となりませんので、所得申告が必要な方は、必ず申告してください。

特例対象被保険者等の負担軽減措置があります

会社都合など、特定の理由で離職した方は、表3の全ての要件に該当する場合、保険税が軽減されますので、必ず届け出をしてください。

※令和4年3月31日から令和5年3月30日の間に離職し、届け出をして令和4年度国民健康保険税にこの軽減が適用された方は、令和5年度分も自動的に軽減が適用されます。